

令和6年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和6年12月23日（月）午後2時00分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和6年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第18号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の専決処分について

日程第4 議案第46号 瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

日程第5 議案第47号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照
大 平 高 司
加木屋 加緒里
伊 藤 清 美
小 倉 真 治

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	佐 藤 雅 人
教育総務課長	平 光 光 幸
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	川 田 英 樹
学校教育課総括主幹	石 野 陽 子
幼児教育課長	野 口 智 子
幼児教育課主幹	庄 司 洋
幼児教育課主幹	安 藤 浩
生涯学習課長	野 田 秀 樹
生涯学習課総括主幹	伊 藤 貴 範

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	島 田 将 志
---------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和６年第１２回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第１ 令和６年第１１回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第１ 令和６年第１１回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

異議がないようですので、令和６年第１１回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することとします。

日程第２ 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第２ 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、小倉委員よろしくお願いします。

日程第３ 承認第１８号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の専決処分について

○教育長 日程第３ 承認第１８号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第３ 承認第１８号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第３条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市幼稚園管理規則で定める様式の表記について所要の改正を行ったので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

本則の条文にて規定する様式の条番号表記にズレがありましたので、正しく改めたものです。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第３ 承認第１８号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の専決処分について、承認することとします。

日程第４ 議案第４６号 瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第４ 議案第４６号 瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第４ 議案第４６号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第１条第１０号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市職員衛生管理規程との整合を図るため、当該規程の一部を改正するものです。

主な改正内容は、長時間勤務職員に対する健康管理医による面接指導とストレスチェック検査に関する規定を追加するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**小倉委員** ５０人以上の職員がいる職場には産業医を配置しているのですか。

○**教育総務課長** 配置しております。

○**小倉委員** 現場への立ち入り検査が重要だと言われているので、現場をしっかりと見てもらえるように依頼するとよいと思います。

○**学校教育課長** ５０人以上の職員がいる学校においては、学校の環境衛生面と時間外勤務の多い少ないにかかわらず職員の健康面や精神面について健康管理医から助言指導をいただいております。

○**小倉委員** 職員が５０人以下の学校においても対象となる職員を見落とさないことが重要だと思います。

○**学校教育課長** 今年度はスクールカウンセラーを１名配置しており、毎週金曜日に各学校を巡回し、職員からの悩みに対して適切な助言をいただいております。

○**小倉委員** スクールカウンセラーは臨床心理士ですが、産業医であればその業務も包括していますので、職員が５０人以下の学校も対象となるよう学校全体を一つの事業所とみなす必要があるのではないかと思います。

○**学校教育課長** ５０人以下の学校の職員も安心して勤められるように、時間外勤務時間が月８０時間以上、１００時間以上の職員については、健康管理医等の面談を受けられる仕組みを整えております。

○**伊藤委員** 実際に時間外勤務時間が月８０時間以上の職員はどのくらいいますか。

○**学校教育課長** 繁忙期である４月から６月は多くなりますが、直近の１１月については８０時間以上が２２名、１００時間以上は０名でした。

○**伊藤委員** その２２名については、医師との面談を希望しなければ何もしないという状態ですか。

○**学校教育課長** ４５時間以上の職員については校長との面談を確実に実施しています。８０時間以上の職員についても、どうして時間外勤務が多くなったのか課題を明らかにして、次の月に確実に改善できるよう管理しています。

○**伊藤委員** 今回の例規改正がしっかりと活かされて、職員の健康、安全管理が更に進むことを期待しています。

○**小倉委員** 勤怠管理はどうされていますか。

○**学校教育課長** 職員証を用いてシステムで確実に管理しております。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第４ 議案第４６号 瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について、可決することとします。

日程第５ 議案第４７号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第５ 議案第４７号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第５ 議案第４７号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第１条第１０号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の施行に伴い、様式第２号を改正し、及び図書館利用に関する遵守事項を明確に定めるため、規則の改正を行うものです。

様式の改正については、本人確認のための書類を保険証から個人番号カードに改めることによるものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 遵守事項を具体的に定めたということは、実際にこれらに該当する行為があ

るのか教えてください。

○生涯学習課長 新聞の記事を切り抜いたり、席で本を読みながら飲食したり、館内で騒いだりといったことが頻繁ではありませんが見受けられます。現行例規の一文だけでは職員が具体的に注意しづらい状況でしたので、近隣市町の例規も参考に遵守事項を具体的に明記することにしました。館内にも明示して利用者に周知し、違反行為に対してはこれに基づいて注意できるようにするものです。

○大平委員 職員の対応に対する執拗な指導やストーカー的な行為は、第6号の規定に該当すると思いますが、職員が働きやすいようにご配慮いただきたいと思います。

○加木屋委員 近年、違反行為が増えてきているのか、また、飲食禁止については館内に注意書きがされているのか教えてください。

○生涯学習課長 増えてきているという印象はありません。特定の方に対して対応しているということを聞いております。また、飲食禁止については明示していますが、近年、特に夏の水分補給については柔軟に対応しているところです。

○伊藤委員 第4号の「館長の許可のない撮影行為」については、著作権が関係してくると思いますが、具体的にはどのような行為を指していますか。

○生涯学習課長 実際に本の一部分をスマートフォンで撮影したり、館内の様子を無許可で撮影したりする行為が見受けられましたので、許可できない撮影行為についてはしっかりと注意をするというものです。

○小倉委員 近年、著作権法は相当厳しくなっていますが、責任を負うのは撮影した人です。図書館としてはそのことを注意喚起したほうがよいかもしれません。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 議案第47号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第6 教育長の報告

○教育長 日程第6 教育長の報告です。

1点目は、12月議会の一般質問に対する答弁の報告です。今回5名の議員の質問に答弁しましたので要点について説明させていただきます。まず、特色ある教育行政をどのように進めているのかとの質問に対しては、毎年行っている公表会、研究発表会で各学校の特色を教職員が学び合い、それを自校に持ち帰って子どもたちの指導に活かして

いる。小中学校に限らず、幼稚園、保育所においても同様に取り組んでおり、ホームページ等で積極的に情報発信していると答弁しました。次に、通学路の安全対策と安全指導についての質問に対しては、通学路安全推進会議を年2回開催し、市役所の関係課、教育委員会等の関係機関で、通学路の危険箇所について対策を検討していると答弁しました。次に、ICT教育の推進と教員の過重労働についての質問に対しては、ICTの活用により教員間で教材を共有することが可能になるなど、負担軽減に役立っていると答弁しました。最後に、教育相談体制はどのようなになっているのかとの質問に対しては、定期的に心のアンケートを実施し、それに基づいて担任と面談したり、必要に応じてスクールカウンセラーと一緒に対応したり、場合によっては保護者との面談を設けて支援を行っている。スクールカウンセラーは常駐ではないので、県教育委員会が開設しているSNSを活用した相談窓口等の利用も可能ではあるが、大事なことは教員が子どもたちの小さな声を把握しようとする姿勢であると答弁しました。

2点目は、今年1月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしましたが、子どもたちにとって何がよいことなのかを考えたとき、活躍する場、発表する場、体験する場があることが大事だと市長は話しています。教育委員会としても子どもたちに様々な機会を提供することが大事なことだと思っています。

最後に、岐阜県市町村教育委員会連合会ホームページに掲載されている「教育委員徒然日記」について、令和7年3月分の執筆依頼がございましたので、職務代理者の大平委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

日程第7 その他

○**教育長** 日程第7 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 私からも12月議会の一般質問に対する答弁の報告ですが、今回6名の議員の質問に答弁しましたので簡単に説明させていただきます。まず、皇女和宮150回忌の取り組みについての質問に対しては、和宮遺蹟保存会と連携して事業を行う予定であり、来年度は記念冊子の作成、記念グッズ、お菓子の製作を予定していると答弁しました。次に、公共施設の男性トイレへのサンタリーボックス設置の提案については、まずは多目的トイレに設置させていただき、男性トイレへの設置については、スペース等を確認しながら設置に向けて検討していくと答弁しました。次に、サンコーパレットパー

クの指定管理者制度の導入についての質問に対しては、サンコーパレットパークのほか
に西部複合センターと巣南グラウンドを含めて導入したいと考えており、導入時期は令
和8年4月を予定していると答弁しました。次に、タブレット端末の更新についての質
問に対しては、来年度、県で共同調達して一斉に更新する予定であると答弁しました。
最後に、今後の子ども会の在り方についての質問に対しては、保護者の負担感が増して
いることが子ども会への加入者減少につながっている状況にあるため、今年度、自治会
の会議において子ども会への協力をお願いしていると答弁しました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にございませぬ。

○教育長 給食センター課長。

○給食センター課長 12月26日の幼稚園の給食において、有機米を使ったご飯を提供
します。食材に有機農産物を使用することは今回が初めての試みとなります。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 来年度から実施します小規模特認校制度の進捗状況についてです。12
月5、6日に希望される保護者を対象に説明会を開催したところ4家族が参加されまし
た。そのうちの3名から実際に申し込みがあり、いずれも中小学校への入学を希望され
ています。12月27日に面接を行いまして、1月に結果を通知したいと考えておりま
す。

○教育長 幼児教育課長。

○幼児教育課長 1点目は、保育所保育料の算定誤りについての報告です。12月5日に
保育料についての保護者からの問い合わせにより誤りが発覚したもので、利用時間の変
更に伴う料金設定の入力誤りが原因でした。同様のケースを全て確認したところ、ほか
にも9件の誤りがあることがわかり、過大徴収が8件、計38,650円、過小徴収が
2件、計17,100円となりました。12月9日に全対象者に説明してお詫びし、返
金については12月27日に振り込み、追加徴収については1月の保育料と合わせて引
き落としさせていただくこととなりました。今後は更に確認体制を強化し再発防止に努
めます。申し訳ございませんでした。

2点目は、今年度で閉所となる牛牧第1保育所についてですが、3月22日の最後の
保育証書授与式に引き続き、閉所式を企画しております。委員の皆様にもご案内させて
いただきますので、ご出席いただければと思います。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 12月21日に第24回ネオクラシックコンサートを開催しました。大勢の方にご来場いただき、盛況のうちに無事終了することができました。委員の皆様にもご来場いただきましてありがとうございました。

今後の予定についてですが、1月12日に二十歳を祝う会を開催します。今年度も卒業生で構成する二十歳を祝う会実行委員会が中心となって企画運営します。委員の皆様にもご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

まず、令和7年第1回定例会は、1月22日（水）午後2時00分から、3-2会議室で開催します。

第2回定例会は、2月17日（月）午後2時00分から、同じく3-2会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。

なお、3月7日の中学校卒業式終了後に臨時の教育委員会を開催させていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

閉会の宣言

○教育長 これをもちまして、令和6年第12回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時6分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月23日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

小倉 眞治

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。